

大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金 交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、おおさき市地方創生総合戦略に基づき、個性輝く小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するための地域自治組織の組織体制強化と地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業の仕組みづくりの構築を目的に行う事業（以下「事業」という。）に要する経費について、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金（以下「モデル事業交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 モデル事業交付金の交付対象者は、次に掲げる団体とする。

- (1) まちづくり協議会（大崎市まちづくり協議会条例（平成18年大崎市条例第25号）第2条に規定するまちづくり協議会をいう。）
- (2) 地域づくり委員会（大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成18年大崎市規則第24号）第4条に規定する地縁型の地域づくり委員会をいう。）

(交付対象経費)

第3条 モデル事業交付金の対象となる経費及び交付限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、交付対象経費から除くものとする。

- (1) 事業を伴わない飲食に要する経費
- (2) 事業を伴わない備品の購入に要する経費

- (3) 専ら営利目的で行う事業に要する経費
- (4) 交際費，慶弔費など直接公益的な事業に結びつかない経費
- (5) その他適当と認められない経費

2 前項に定めるもののほか，人件費，運営費及び初度設備費を交付するものとし，その内容及び交付限度額は，別表第2のとおりとする。

(地域支援コーディネーター)

第4条 地域における小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するため，交付対象者の活動する地域に交付対象者が雇用する地域支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置き，次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 地域自治組織の組織体制強化又は地域で活動する地域づくり団体の支援
- (2) 地域自治を推進する中間支援組織等，これらの関係団体間のネットワークの構築
- (3) 地域自治組織が地域住民と地域づくりを推進するための具体的な方法等を定めた地域行動計画の策定支援
- (4) 地域づくり活動を担う人材を育てる体制づくりの支援
- (5) 地域の生活支援体制の準備に係る調査の実施
- (6) 地域の特性や資源を活かし，地域ニーズに即した事業企画の支援
(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定によるモデル事業交付金の交付申請書の様式は，大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし，その提出期限は，市長が別に定める日までとする。

2 規則第4条第2項の規定によりモデル事業交付金交付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

- (1) 団体概要調書（様式第2号）
- (2) モデル事業交付金事業計画書（様式第3号）
- (3) モデル事業交付金収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の条件等）

第6条 モデル事業交付金の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (2) 規則及びこの要綱に違反したときは、モデル事業交付金の全部又は一部を返還させることができる。

2 第3条第2項に規定する人件費の執行に際し、コーディネーターの雇用に関しては、次に掲げる要件に留意するものとする

- (1) 地域の実情に通じた者又は地域づくりに意欲的な者であること。
- (2) 市の職員又は大崎市議会議員でない者であること。
- (3) 事業の透明性の確保や円滑な事業運営の観点から地域の実情に応じた雇用数とし、雇用に当たっては、第三者の意見を聴くなど、中立・公正性の確保を行い、雇用後も地域住民に対して、交付対象者が発行する広報誌等により周知を図るものであること。
- (4) コーディネーターが支援する範囲は、おおむね小中学校区域であること。

（交付の決定）

第7条 市長は、交付申請があったときは、第11条に規定する選定委員会の審査を経た上で交付の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付決定通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告書は、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金実績報告書(様式第6号)によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) モデル事業交付金事業実績書(様式第7号)

(2) モデル事業交付金収支決算書(様式第8号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(モデル事業交付金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による通知は、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(モデル事業交付金の交付方法)

第10条 交付金は、規則第14条の規定による交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第16条ただし書の規定により、概算払の方法により交付できるものとする。

2 前項ただし書の規定により、概算払によりモデル事業交付金の交付を受けようとするものは、規則第7条の規定による交付金の交付の決定の通知を受けた日以降速やかに、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(審査機関)

第11条 事業の実施団体を選定するため、大崎市地域自治組織戦略体制

整備モデル事業実施団体選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、市民協働推進部長、市民協働推進部政策課長、市民協働推進部まちづくり推進課長及び教育委員会中央公民館長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第12条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議）

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、モデル事業交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月15日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

交付対象経費	交付の範囲	交付限度額
地域行動計画策定費		30万円
地域における話し合いの実施に要する経費	地域の現状，課題，あるべき姿等についての「話し合い」を行うために要する経費（印刷製本費等）	
	話し合いのコーディネートに要する経費（交通費等）	
	話し合いの実施に伴う会場費等の支出に要する経費	
講演会及びフォーラム等開催に要する経費	先進地視察研修に要する経費（借上料等）	
	講演会及びフォーラムの企画，運営体制の構築及び調整に要する経費（印刷製本費等）	
	外部有職者などの講師等への謝金，交通費，宿泊費及び食糧費等	
	講演会及びフォーラム等の開催に要する経費（賃借料等）	
地域行動計画書作成に要する経費	地域行動計画書の製本に要する経費（印刷製本費等）	
	地域内及び地域外への配布に要する経費	
人材育成事業費		40万円

地域づくり又は人づくりを目的とする講座や研修会等に要する経費	講座及び研修会等の企画，運営体制の構築及び調整に要する経費	
	外部有職者などの講師等への謝金，交通費，宿泊費及び食糧費等	
	講座や研修会等実施に要する経費（使用料等）	
	地域の活性化に資する活動又は事業の実施に不可欠な専門的な知識及び技能の習得のために要する経費	
啓発に要する経費	講演会，研修会及びセミナー等の開催に要する経費（印刷製本費等）	
マッチング事業に要する経費	専門的なスキルや特技等を持つ人材と，これらの人材を求める地域とのマッチング等，魅力のある地域づくりを支援するために要する経費	
生活支援準備費（調整費）		20万円
地域における現状及び実態調査に要する経費	調査項目の検討・アンケート調査に要する経費（ただし，地域外のコンサルタント会社への委託を除く。）	
	ニーズ・情報収集に要する経費（旅費等）	

	関係者間の調整・意見交換会等に要する経費（印刷製本費等）	
地域の活性化に資する事業活動の企画立案のための調査研究，調整に関する経費	地域住民と行政との協働による事業の企画検討に要する経費（交通費等）	

備考 年度の中で交付の決定を受けたものについては，交付の決定を受けた月から起算し，交付額を月割りした額を限度額とする。

別表第2（第3条関係）

区分	内容	交付限度額
人件費	コーディネーターの給与，賞与及びその他手当並びに事業実施に携わる者へ支出するもの。	378万円
運営費	地域自治組織の運営及び活動拠点施設を維持管理するために支出するもの。ただし，公共施設等の建物の一部を無償で賃借し，活動拠点とする場合は，実費相当額のみとする。	10万円
初度設備費	交付対象者の事業の開始年度に係る活動拠点施設の備品購入費	20万円

備考 年度の中で交付の決定を受けたものについては，交付の決定を受けた月から起算し，交付額を月割りした額を限度額とする（初度設備費を除く。）。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

名称 _____

所在地 _____

会長名 _____ ㊟

電話番号 _____

年度において、下記のとおりモデル事業を実施したいので、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

- 添付書類
- 1 団体概要調書（様式第 2 号）
 - 2 モデル事業交付金事業計画書（様式第 3 号）
 - 3 モデル事業交付金収支予算書（様式第 4 号）
 - 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

団 体 概 要 調 書

団 体 名					
団 体 所 在 地		〒			
代 表 者 氏 名					
連 絡 先		事 務 担 当 者 氏 名			
		事 務 担 当 者 電 話 番 号			
		代 表 者 電 話 番 号			
団 体 の 概 要		設 立 年 月 日	年	月	日
		会 員 数		人	
		収 入 源			
		(活動目的)			
活 動 内 容	今までの 主な 実 績				

様式第3号（第5条関係）

モデル事業交付金事業計画書

団体名			
事業計画	年度の予定	地域行動計画策定について	
		人材育成等の取り組みについて	
		生活支援準備について	
		職員の雇用計画等について	<ul style="list-style-type: none"> ■コーディネーターの配置計画 ・配置と命令系統 ・勤務体制 ・勤務条件
		組織運営方針について	
		初度設備について	
		地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業について	

様式第4号（第5条関係）

モデル事業交付金収支予算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳
交付金		
雑収入		
計		

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	交付 充当額	積算内訳
地域行動計画策 定費			
人材育成事業費			
生活支援準備費 (調整費)			
人件費			
運営費			
初度設備費			
計			

添付資料：雇用計画の写し

様式第5号（第7条関係）

大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付決定通知書

第 号

（団体名）

（代表者）

年 月 日付けで交付申請のあった大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金については、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付要綱第7条の規定により下記条件を付して、金 円を交付します。

年 月 日

大崎市長

記

- 1 規則及びこの要綱を遵守すること。
- 2 規則及びこの要綱に違反したときは、モデル事業交付金の全部又は一部を返還させることができる。

様式第6号（第8条関係）

大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金実績報告書

年 月 日

大崎市長 様

名称 _____

所在地 _____

会長名 _____ (印)

電話番号 _____

年 月 日付け大崎市指令 第 _____ 号で交付決定を受けた大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金について、下記のとおり実施したので、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 添付書類
- 1 モデル事業交付金事業実績書（様式第7号）
 - 2 モデル事業交付金収支決算書（様式第8号）
 - 3 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

モデル事業交付金事業実績書

団 体 名		
活 動 内 容	地域行動計画策定 について	
	人材育成等の取り 組みについて	
	生活支援準備につ いて	
	職員の雇用につい て	
	運営について	
	初度設備について	
地域の特性や資源を活か し、地域ニーズに即した事 業について		
備 考		

様式第8号（第8条関係）

モデル事業交付金収支決算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入決算額	決算内訳

歳出

(単位：円)

区分	歳出決算額	交付金 充当額	決算内訳

添付資料：領収書等の写し

様式第9号（第9条関係）

大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



年 月 日付け大崎市指令 第 号で交付決定した大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金については、年 月 日付けで提出されました大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金実績報告書に基づき、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付要綱第9条の規定によりその額を 金 円に確定する。

様式第10号（第10条関係）

大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金請求書

年 月 日

大崎市長 様

名称 _____

所在地 _____

会長名 _____ ㊟

電話番号 _____

年 月 日付け大崎市指令 第 号で交付決定のあった大崎市
地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金について、大崎市地方創生
に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金交付要綱第10条の規定により、下
記金額を（概算払の方法により）交付されるよう請求します。

記

請求額 金 _____ 円

金融機関名 (郵便局以外)	銀行・農協・信用組合 信用金庫・労働金庫	本店・支店 本所・支所 出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		